

補助金の見直し指針

平成23年11月30日策定

1 趣 旨

補助金は、公益性の高い事業や活動を支援するために導入されるものであり、その公益性及び公平性を保つためには継続的に見直しを行うことが必要である。

本市においては、平成9年に策定した補助金の見直し基準による定期的な見直しを行う一方、平成17年からは、さがみはら都市経営ビジョン・アクションプランに基づき、外部委員により構成された相模原市補助金等評価委員会において全ての補助金についての個別評価を行い、見直しを行ってきたところである。

この度、新たに補助金の見直し指針を定めるものであるが、その内容は相模原市補助金等評価委員会における補助金の個別評価と同様の視点とするものであり、行政自らが第三者的な視点で補助金の評価・見直しを継続的に行い、補助金の公益性、公平性及び透明性の一層の確保を図ることを目的とするものである。

2 事業費に対する補助金の見直し基準

事業費に対する補助金は、次の基準で検証を行い、その結果に基づき見直しを行うこと。

(1) 政策目的と合致していること。

市の総合計画及び部門別計画との整合性を検証し、整合しない補助金については、廃止の方向で見直しを行う。

(2) 時代に即した市民ニーズに応じていること。

次の視点により検証し、時代に即した市民ニーズに応じていない補助金については、廃止の方向で見直しを行う。

ア 補助制度発足時の経緯と現在の社会情勢や市民ニーズとの比較

イ 同一事業(団体)への継続支援の必要性

(3) 補助金額及び補助率が妥当であること。

補助事業の成果・実績により補助金額及び補助率の妥当性について検証し、成果・実績が不十分な補助金については、廃止又は減額の方向で見直しを行う。

なお、補助事業の成果・実績の検証は、「補助事業実績調書」により行う。

(4) 補助事業として行う必要性があること。

行政が事業主体として行うべき事業については、他の経費への転換を検討する。

3 運営費に対する補助金の見直し基準

運営費に対する補助金は、次の基準で検証を行い、その結果に基づき見直しを行うこと。

なお、運営費とは、補助事業に直接関係しない団体の経常経費等とする。

(1) 団体の自立性。

団体の自立性について検証し、補助金がなくても運営できる団体等に対する補助金は廃止の方向で見直しを行う。

補助金がないと運営できない団体については、補助目的・使途を明確化するとともに、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で見直しを行う。

- (2) 補助金額が妥当であること。

補助制度の時代性及び補助目的の達成度から補助金額の妥当性を検証し、時代性にそぐわない補助金又は補助目的の達成度の低い補助金については、廃止又は減額の方向で見直しを行う。

- (3) 公益性及び社会貢献度が認められる団体であること。

団体の公益性及び社会貢献度について検証し、公益性又は社会貢献度が認められない団体に対する補助金は廃止の方向で見直しを行う。

なお、団体の公益性及び社会貢献度の検証は、「補助事業実績調書」により行う。

4 共通事項

事業費に対する補助金及び運営費に対する補助金に共通する見直し基準は次のとおりとすること。

- (1) 補助金交付要綱を整備すること。
- (2) 補助対象経費を明確にし、要綱に明記すること。
- (3) 同種・同類の補助金は統合の方向で見直しを行うこと。

5 情報公開

補助金については、補助制度の透明化を図り、市民による評価を可能とするため、次の書類をホームページで公開すること。

- (1) 補助金交付要綱
- (2) 補助金概要調書
- (3) 補助事業実績調書

6 新設の補助金の取扱い

- (1) 補助金の新設は、時代の要請に即した、真にやむを得ないものに限ること。
- (2) 新設の補助金は、原則として事業費に対する補助金とすること。
- (3) 補助金の新設に当たっては、庁議を経て、その結果を財務課に報告すること。
- (4) 新設の補助金については、制度開始3年後に廃止を見据えた見直しを行うこととし、補助金交付要綱に見直しを行う年度を明記すること。

7 推進体制

- (1) 全ての補助金について、本指針に基づき、予算要求までに所管課において見直しを行うこと。ただし、財務課が別に指定する補助金については、見直しの対象外とすることができる。
- (2) 見直しの結果は、毎年予算要求時に「補助金見直し調書」により財務課に報告すること。

8 その他

公益法人等への市派遣職員の削減に伴い必要となる人件費については、当分の間、個別協議の上、補助することとすること。この場合には、標準となる人件費の基準を定め、業務内容に応じた補助金額とする。